

令和5年度 第1回  
江東区こども・子育て会議  
会 議 録  
(議事要旨)

令和5年6月26日

○出席者（敬称略）

○委員

氏名	所属団体等	
鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
内藤 知美	〃	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
山田 不二子	〃	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
三堀 大介	公募委員	

○区職員

役職名		氏名	備考
こども未来部長		油井 教子	
地域振興部	青少年課長	篠碕 修	
障害福祉部	障害者施策課長	小林 愛	
〃	障害者支援課長	佐久間 俊育	
生活支援部	保護第一課長	干泥 香	
〃	保護第二課長	弓削 喜敬	
健康部	保健予防課長	吉川 秀夫	
こども未来部	こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫	
〃	養育支援課長	小越 誠	
〃	保育計画課長	渡邊 明雄	
〃	保育課長	鳥井 将弘	
〃	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕	
教育委員会事務局	学務課長	賀来 亘人	
〃	指導室長	飯塚 雅之	

〃	教育支援課長(教育センター所長兼務)	木内 苗津子	
〃	地域教育課長	笠間 衛	

○欠席者（敬称略）

○委員

氏 名	所 属 団 体 等	
井元 まどか	公募委員	

<傍聴者>

0名

## 【会議録】

### ○こども家庭支援課長

それでは、ただいまより令和5年度第1回江東区こども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員就任につきましては、ご快諾いただきまして、重ねて御礼申し上げます。本日は、第1回の会議のため、会長が選任されますまでは事務局において進行を務めさせていただきます。改めましてこども家庭支援課長の鳥谷部です。よろしくお願いたします。それでは開会にあたりまして、木村江東区長よりご挨拶を申し上げます。

### ○木村区長

どうも皆様こんにちは。江東区長の木村弥生でございます。本日はお忙しい中、この江東区こども・子育て会議にご出席を賜り、お時間いただきましてありがとうございます。皆様ご存知と思いますが、私、4月の江東区長選挙で、第6代、江東区長、初の女性区長となって就任をいたしました。その中で「こどもまんなか江東区」を第1の政策として掲げて当選をいたしました。私が400回近く駅前で、あるいはスーパーの前で辻立ちをしている中で、子育て中のお母さんたち、自転車に子供を乗せたお母さんたちから、「木村さん、子供政策、江東区、もっとちゃんとやってください」と、たくさんの方からお声をいただきました。あるいは、また子育て支援のNPOの皆さんからもたくさんの支援、期待をいただきました。私は、そういった方々に期待されて、そして、例えば選挙の時にも子供たちを育てている現役のママたちが私設応援団を作ってくださいました。そういった期待にこたえて、この江東区の子育て政策をもっと前に進めて参りたいと考えております。

折しもこの4月から、国もこども家庭庁が設置されまして、こどもまんなかで動いているところでございます。私もこの区政で、早速10月から学校給食の小中学校の無償化がスタートいたします。また、ベビーシッターの利用の補助事業も、なかなか進んでこなかったんですけれども、実施に向けて早急に準備を進めているところでございます。ぜひ、今日ご出席の皆様方には、この江東区政を、このこどもまんなかで変えていくんだという意気込みとともに一緒に頑張ってくださいたい。切にお願いするところでございます。

一つ、お詫びをしたいのが、私、今回のこの会議、2時間ずっとご一緒する予定でございましたが、今日ちょっとどうしても抜けなくてはいけない用事がございまして、最後までいられないことをお許しいただきたいと思っております。この後皆様には委嘱状を交付をさせていただきますが、皆様のご経験や知識、そして熱意と一緒に、江東区の子供たちのために、力を尽くしてまいりますよう、重ねてお願いするところでございます。

ご議論いただき策定いたしました、こども・子育て支援事業計画でございまして、令和6年度で計画期間が終了するため、7年度の次期計画の策定に着手することとなります。皆様の専門的なお立場からご意見を多めに述べていただき、そして、このこどもまんなか、子供

のための、この政策を前に進めていけるように、ご議論を、活発なご議論をいただきたくございます。一緒に江東区の子供たちのために国の未来のために頑張ってください。私も一緒に頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○こども家庭支援課長

それでは続きまして次第3、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1に名簿がございますのでご参照願います。名簿の順にご紹介させていただきますので、恐縮ですがお名前を呼ばれた委員の方ご起立のほどよろしくお願いいたします。

(委員名簿により各委員及び出席職員の紹介)

続きまして次第4、委嘱状交付でございます。木村区長より委嘱状の交付をさせていただきます。それでは名簿の順に従いましてお名前をお呼びいたしますので前にお進みいただきまして、区長から委嘱状をお受け取りください。名簿の順でお願いいたします。

(区長より委嘱状交付)

ありがとうございます。本日リモート出席の内藤委員と欠席の井元委員には、郵送させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、申し訳ございませんが、区長は公務がございますので、こちらで退席させていただきます。

それでは続きまして次第の5、江東区こども・子育て会議についてに移りたいと存じます。まず、(1) 会議の概要でございますが、本会議の設置の目的役割等についてお手元の資料3でご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。「1.子ども・子育て新支援新制度」についてでございますけれども、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づき新制度がスタートしてございます。新制度では、記載のこちら3点。①から③でございますが、こちらに重点的に取り組むこととしているところでございます。

「2.本区におけるこども・子育て会議」でございますが、こども・子育て支援事業計画の策定や進行管理にあたりましては、子育ての専門家や、区民の代表によって構成されるこども・子育て会議の意見を聴取することとなっております。本区におきましても有識者のご意見を伺う場として、本会議が設置されているところでございます。

「3.委員について」の(2) 役割のところでございますけれども、特定教育・保育施設の利用定員設定に関することですか、また、計画の進行管理、その他子ども・子育て支援に関することについてご意見をいただくというものでございます。

「4.会議のスケジュール」でございますが、後程議題2でもご説明いたしますが、今年度は、来年度の次期計画策定に向けた区民意向調査等を実施する予定であるため、本年4回程度の開催を予定しているところでございます。

恐れ入ります、説明は以上でございます。この資料の内容について何か確認等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に続きまして（２）会長・副会長互選でございます。まず会長の互選についてでございますけれども、本会議設置要綱第５条には、会議に会長及び副会長、委員の互選により選出すると定めているところでございます。

（鈴木委員、内野委員兩名を候補者として、互選により鈴木委員を会長に選出）

それでは鈴木会長には自己紹介を兼ねてご就任のごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

#### ○鈴木会長

区長のご挨拶がかなり力強くありました。私自身も身の引き締まる思いです。会議で皆さんと意見交換して新しい江東区っていうのを作っていければと思います。１点話させていただくと、まさに今神戸で虐待事件が起きています。私もいろいろ取材とか受け調査もしていますが、あの事件が兎相を作ろうとしている江東区で、同じような場面で起きたらどうするか。自分の立ち位置で防げるのかというのはすごく重要なことだなと思います。それぞれ皆さん専門的な立ち位置、いろんなところの中で自分が何をしたら防げるのか。私自身も考えていますし、そういうこともこの会で、みんなで話し合っていき、同じような事件が起きたときに、防ぐ、子供を守る、助けるような形ができたらいいなと思っていますまた、個別の事件だけじゃなくて制度全体というの、考えていかななくてはいけない。いろんな問題に直面していると思いますので、皆さんと率直な意見交換ができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

（会長より内藤委員を副会長に推薦され、了承）

#### ○こども家庭支援課長

それでは、内藤先生一言ごあいさつをお願いいたします。

#### ○内藤副会長

1989年の国連総会で子どもの権利条約が採択されました。日本の批准は1994年になります。今年度はこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。これまでにないほど、子どもの権利に関心が注がれています。私は江東区で子どもを育ててまいりましたので、子どもが未来に夢を持てるように、また子ども自身がそのことを自覚できるように、地域とともに支えていきたいと思っています。

○鈴木会長

どうもありがとうございました。会長、副会長となります。皆さん、どうぞよろしく願います。会議の進行の方に移らせていただきたいと思います。江東区こども・子育て会議ですが、昨年は計画の中間年ということで計画の見直し作業を行われました。今年度は区民の意向調査及び生活実態調査というのを行って、次期計画の策定に向けて議論を進めていきます。本日は令和4年度実績の取り組み結果及び成果指標について、また区民意向調査の実施概要についての議論をしたいと思えます。

続いて(3)会議の公開です。会議の公開について事務局から説明お願いいたします。

○こども家庭支援課長

はい。それでは会議の公開につきまして、お手元の参考2をご覧ください。こちら取扱要領になってございます。これ平成27年度第1回の本会議で了承いただいたものでございますが、こちら第2条で会議を原則公開とすること。また第4条に会議開催を事前にホームページで公表することなどがこちら定められているところでございます。なお会長が円滑な審議が阻害される恐れがあると認めるとき、またその旨委員からご指摘があったときは非公開とすることができると定めてございます。本日事前に傍聴の問い合わせ等ありましたが、現在傍聴者はございません。以上でございます。

○鈴木会長

それでは傍聴者がいないということで、次に進ませていただきます。議題の1に進ませていただきます。議題1、江東区こども・子育て支援事業計画の取り組み結果及び成果指標、令和4年度実績について事務局の方から説明いただいて、全体のご質疑というふうに入らせていただきたいと思います。資料の4に関係するところですね。よろしく願います。

○こども家庭支援課長

はい。それでは議題1、江東区こども・子育て支援事業計画の取り組み結果及び成果指標、令和4年度実績について一括でご説明させていただきます。まずは資料4をご覧ください。こちら事業計画を大きく4点に項目が分かれているものでございます。それぞれの計画の令和4年度の実績をご報告するものでございますけれども、内容が複数の部署に跨っているということがございまして、またご覧の通り分量も多くございますので、少々長くなって恐縮ですがポイントを絞って、基本的にはこの表の見方に関して、改めて簡潔にご説明させていただきますと存じます。

まず資料4の1ページをご覧ください。大きな項目の四つの項目のうちの一つ、「1.教育・保育事業」についてでございます。それぞれの事業ごとに、こちら黒い太線四角で囲った事業の概要説明欄を設けてございます。これは以前は事業の内容がちょっとわかりづらいといったようなお声をいただきましたので、その事業についての説明をつけているところで

ございます。また本計画については、国におきまして、ニーズ量ですとか、取り組み実績等について指標をすでに定められている中で進めてございます。そのため、要望等が正直わかりづらいといったご意見もいただいております。

そのため、参考の3、資料の一番後ろですけれども、参考の3に計画や事業の体系、それから事業の内容、要望等の説明資料といった形でつけてございます。適宜、委員の皆様この参考3を見ながら確認していただければというふうに存じます。

まず、この教育・保育事業でございますけれども、こちら幼稚園ですとか保育所等を利用するためには三つの認定区分に分かれてございます。1号認定というふうに言うのはこちら主に幼稚園の利用定員に関する項目、2号認定が3歳から5歳の保育所、3号認定が0歳から2歳の保育所というふうに分かれてございます。これで定員が決まってくると、ある程度計画をしていくというところでございます。

表の見方をご説明します。2ページをご覧ください。2ページ上段の「(2) 2号認定(保育認定)」でご説明したいと存じます。ここでは3歳から5歳の保育所利用定員についての計画値と実際に確保した定員数を記載してございます。まず量の見込みというところでございますが、これは計画策定時ですので、この場合は令和元年度にこちら作成してございますけれども、令和元年度において計画期間の5ヵ年に必要と想定した定員数、こちらが量の見込みが出ています。この量の見込みに対して、同じく計画策定時である令和元年度に「計画①(確保方策)」というところがございまして、これだけの定員数を確保するという計画を5年分立てたと、そういったものとなってございます。なお令和5年度以降の量の見込みの数値等につきましては昨年度実施した人口推計で、乳幼児人口、0歳から5歳人口が減っているということで、補正をしたところでございまして、こちらは前回の今年2月の会議でお示した数値に変更となってございます。その下に「実績②」というのがございまして、これは実際にその計画のために確保した定員数となってございます。令和4年度の状況は、黄色く塗りつぶしているところでございますけれども、例えばこちら2号認定、認可保育園、地域型保育、認可外保育施設、三つありますけれども、認可保育園のところを見ていただきますと、計画当初は令和4年度に量の見込みとして全体で8,317名の定員が必要と想定していたところでございますが、確保方策、そのための計画としては9,951名の定員数を確保するという計画を、5ヵ年分を立てていたところでした。

実際令和4年度の実績では、令和3年度に施設整備等を進めて、9,993名の定員数を確保し、認可保育園として計画値より42名分を多く定員を確保したと。この表はこういう見方をしていただければと存じます。一方で、二つ下、認可外保育施設は計画値と比較して90名の減、これは計画値に対して90名減となったということから、2号認定の下に合計がございまして、48名の減となったという形でございます。なお、2ページから3ページにかけて記載している3号認定についても概ね同様の傾向となっており、今後も量の見込みに応じた確保策を講じていくこととなってございます。

続きまして4ページをご覧ください。こちらに、地域子ども・子育て支援事業について、



主な事業をご説明いたします。これらは国において13事業が示されてございます。この国に示された13事業について取り組み状況を示したものでございますが、その13事業は、こちら全部書いてあるのですけれども、まとめたのが先ほどの参考の3の1ページを見ていただきますと、こちらに事業の体系というところがございます。ここは今ご説明した教育保育事業の次に、地域子ども・子育て支援事業として13事業を記載してございます。この13事業については、参考の3の2ページ以降にそれぞれの事業概要等が記載されてございますので、こちらを適宜参考に見ながらお聞きいただければと存じます。

資料4の4ページにお戻りください。表の見方は基本的には先ほどの教育・保育事業と同様で考え方は一緒でございます。4ページの下「(2) 時間外保育事業(延長保育事業)」をご覧いただきたいですが、延長保育の需要についてはこちら年度ごとに、保護者の雇用形態等の状況に左右されることから、実際の需要が当初想定していた見込みを下回っているというような状況になってございます。

5ページをご覧ください。「(3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」でございます。学童機能の江東きつずクラブB登録というのは、学童期の低学年の子供たちの放課後の居場所というところでございますが、こちら共働き家庭の増加等により当初の見込みを上回る申請があったため、増という形になってございます。その下、高学年の方、こちらは登録しておいて放課後を自由に利用登録した学校内のきつずに通って利用できるといった登録でございます。こちら児童数が減少する一方、登録率が増加しているため予想を上回る結果となっております。

6ページをご覧ください。「(5) 乳児家庭全戸訪問事業」、こちら新生児・産婦訪問指導事業でございますけれども、実際の出生数を多く推計していたことから訪問率が低くなってしまっております。こちら先ほど申しました通り、令和元年度に5年間まとめて計画値というのを立てていたところでございますけれども、実際にはそれほど出生数が増えなかったということでございますので、実際その乖離が生じてございます。ただ、実際に生まれたお子さんの実数での訪問率では、こちらにも記載がありますが、例えば令和4年度では93.2%という状況でございます。なお昨年度の中間の見直しにつきまして、令和5年度・6年度の量の見込みというのは人口推計に合わせて下方修正したところでございます。

次飛びまして8ページをご覧ください。子育てひろば事業の子ども家庭支援センターでございますけれども、こちらやはり交流を行う場所の提供としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画を下回っているというような状況でございます。

9ページの(8)、下半分近くで囲ってありますが、この一時預かり事業から12ページの中の子育て援助活動支援事業に当たってですけれども、こちら新型コロナウイルス感染症同様に、やはりそういった形で利用定員の制限等を行ったために、軒並み計画を下回っているという状況でございます。これは昨年度も報告してございますが同様の傾向が令和4年もございました。

次に14ページをご覧ください。こちら「3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び

推進体制の確保」について14から16ページまでまとめてございます。認定こども園の普及ですとか、幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援など、こういったことについて、取り組んだ内容がこちら記載してございます。

次に17ページ以降でございますが、これは先ほど大きく4点を挙げた最後の4点目でございますけれども、子供の貧困対策です。こちらにつきましても19ページにかけて、子どもの学習等教育に関する支援から生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等が実施した取り組み状況を記載してございます。先ほどの幼児期の学校教育保育の一体的提供等や貧困対策は、13事業とは別という形になりますので、量の見込みや確保方策はなく、実績を報告している形になります。

続きまして、資料5をご覧ください。江東区こども・子育て支援事業計画におきましては、四つ基本理念定めてございます。その基本理念の実現を目指して、基本目標に基づき、四つの基本目標を定めてございまして、その基本目標に対して成果を図るものとして、成果指標といったものを設定してございます。基本目標のまず一番、1ページの基本目標1「こどもの育ちを応援する」でございまして、四つの施策と目指す姿をこちら記載してございますが、その下に成果指標として、保育所待機児童数を設定しているところであります。資料下段の(2)成果指標にあります通り、江東区は令和4年度に待機児童数ゼロを達成したところでございます。令和5年度は、こちら4年度の報告ですので斜線となっておりますけれども、令和5年4月時点でもゼロを継続しているという状況でございます。今後地域ごとの保育需要に適切に対応しまして引き続きこの待機児童ゼロを継続するように取り組むとともに、人口動態を注視しながら、区内施設の改修、それから適正配置等を行います。また、地域や保育年齢によって、定員の空きが生じていることを踏まえて空き定員や空きスペースの活用について検討を進めて参ります。

次に2ページをご覧ください。基本目標四つのうちの二つ目、「保護者の子育てを応援する」についてですけれども、この目標の成果指標としては子ども家庭支援センターや児童館、保育園で実施する子育てひろば事業の利用者数を設定しているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で大きく数字を減らしてございますけれども、令和4年度はコロナ対策を行った上で、定員制限の緩和を行って参りました。今年度はコロナ5類移行となりましてさらなる利用者の回復が見込まれているところでございます。

次に3ページをご覧ください。「基本目標3 特別な支援が必要なこども・保護者を応援する」についてでございますが、この成果指標は4ページにございます。区民アンケートで、しつけであっても体罰はすべきでないと回答する区民の割合を挙げております。体罰はいけなないと考える区民の割合は上がってきておまして、着実に理解されているものの、やはり3割弱は体罰もやむを得ないと考えている区民がいることから、こちらまだ正しい理解を広める取り組みが必要と考えてございます。

最後に「基本目標4 地域みんなで子育てを応援する」についてですけれども、成果指標として区民アンケートで「地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合」を設

定してございます。こちらはコロナ禍により外出や他者と接する機会が減少したことや、施設の定員制限等が影響し、ここ数年、令和元年度の現状値より少ない数値でございましたが、現在は回復傾向にございます。しかし未だ子育ての孤立感解消へのニーズが高いと認識してございまして、各種区の提供サービスの認知・活用者数の向上により、地域での子育て活動、こちらさらに充実させて参りたいと考えてございます。以上長々と駆け足ではございますが、資料4と5の説明をさせていただきました。以上でございます。

#### ○鈴木会長

説明どうもありがとうございました。それでは、皆さんの方で意見交換のお時間に移らせていただきたいです。皆さんの方から質問、ご意見ございましたら、お願いします。

#### ○石村委員

石村でございます。私、助産師の立場から、産後のお母さんの本当に、半端でなく今大変な状態ですよ。お産ってというのは、50キロマラソンと同じ、それ以上だと思っています。傷ついたお母さんたちが産後、体を休める機会がないといえますか、そういう状況に今なっていないですよ。親も来てくれないとか。それから子育ての支援が一番必要としているのは、家事援助だと思うんですね。食事だとか、それから掃除洗濯とか買い物とか、そういうことが必要だと思うのですけれど、産後ケア法が施行されて何年か経っていると思えますが。例えば保健師であるとか助産師の訪問であるとか、その産後ケアは、少しずつされていますけれど、まだそれも本当に十分ではないと思っていますが、一番大事なお母さんたちが生活をする、その支援というのが、サービスが、江東区は著しく低いと思います。この計画の中にそれがちょっと見えてないのですけれど、産後のお母さんたちに対する支援はどんなものがあるのでしょうか。

#### ○こども家庭支援課長

はい。こども家庭支援課長です。最後のお母さん方の支援ということで、まず家事育児支援ということであれば、例えば多胎児の家事育児支援やしているところがございますけれども、これ東京都の補助金を活用してやっております。さらに今年度はひとり親家庭まで対象を広げて行っていくところでございます。今後こちらまた対象については、さらに拡大していくにはいろいろ課題等もありますけれども、整理をしながら、対象拡大については今検討しているといったようなところでございます。

#### ○石村委員

はい。双子ちゃんのお母さんに対する支援は本当に喜ばれているなと思っているのですが、やはり普通のお母さん。一人一人のお子さん、育てるの本当に大変ですよ。産後は本当に、特に不妊治療が保険化されて、出産する方の年齢がさらに高くなっていて、産後が本

当に大変だと感じていますので、ちょっと手厚い支援サービスですか。それから家事援助の方たちの養育というか、要請をしっかりしていただきたいなと思っています。その辺はどう考えてらっしゃいますか。

#### ○こども家庭支援課長

やはり、産後の方の支援というのは大事だと考えてございまして、当然妊娠期から出産それから子育てというのは切れ目のない支援というふうに考えてございまして、こちらもいろいろと支援策を用意しているところでございます。こども家庭支援課以外にも、いろいろ全庁を挙げてやってございまして、これは引き続き検討はしていきたい、取り組んで参りたいと考えているところでございます。ただこちらの計画につきましては、今日の報告の4年度の実績は、もともと国の方で認められた支援にのっとって報告するという形ですので、この中では、リフレッシュ一時保育ですとか、そういった形には出ているところで、産後家事とかは、出ていないですけれども、例えばベビーシッター事業等も、さっき区長の話もありましたけれども今年度実施に向けて検討しています。これはなかなか遅いとか少ないというのでお叱りは受けているところでございますけれども、課題等を見ながらしっかりと対応していきたいと考えているところです。

#### ○石村委員

ベビーシッター支援も良いですけれども、丸ごと本当に家事援助手伝ってあげたほうが、お母さんたちの疲れが本当に半端じゃなく、感じていますので、その辺を早急をお願いしたいと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。石村さんが話されている中で、江東区が著しく低いですよという話ですが、どの自治体だと進んでいて、江東はここがないとかがあったら提示してもらおうと議論しやすいかと思います。

#### ○石村委員

そうですね。今ぱつと言えないですけど、例えば港区とか品川区とか北区とか、それから練馬区なんかも本当にいろんな支援があつていいですよ。ほとんどの場合は、例えば産後ケアなんかにおいても、いちいち保健所に連絡しなきゃならないです。それで、土日は保健所が開いてないので使えないんですね。なので、パソコンで申し込めるようにしたりとか、比較的早く対応はして、番号は幾つですよとか教えてはくださるんですけど、土日とか使えないんですね。それからいろんなケアがあります。例えば整体だとか練馬区さん、私もちょっと今ぱつと出てこないんですけど、マッサージ券とか、いろいろあります。何かお母さんたちがリラックスするような方法など、もうちょっと江東区は工夫したほうがいいかと思

います。アンケートとか、出所はわからないですけど、23区中23位だそうです。産後ケアのそのサービスの順位は。そう聞きました。でもそれは本当に感じています。お母さんたち本当に疲れています。結局それが、心の安定が繋がらなければ子供との絆も弱まっていく。それがすべて、大人になるまで繋がってくると思います。私の助産師の勤です。

#### ○こども家庭支援課長

よろしいでしょうか。補足という形ですけれども、こども家庭支援課でも例えば多胎児支援ですとか、そういった産後家事育児支援を行っています。確かに他区でいろいろな状況でやっているというのは、こちらも把握してございまして、いろいろ検討してございしますが、例えば多胎児の家事育児支援、今度やる一人親育児支援につきましても、利用時間ですとか対象年齢は、実はこれ他区に比べてかなり高く設定しています。0、1、2歳までで、利用時間も東京都の助成、補助金フルに使えるんですけども、他区で多いのは例えば0歳までですとか、生後半年とか、そういった6ヶ月とか、いろいろありますので、当然まだ少ない部分というのは重々承知してございしますが、区としてもそういった形なるべく多くやっていきたいというふうに考えてございします。

また、区としても今までも子ども家庭支援センター等のそういった相談機能も都内最多の8ヶ所用意していたりとか、そういった形でもしているところでございします。ただ、やはりまだ足りない、まだまだ必要な部分があるというのは重々承知してございしますので、例えば家事育児支援につきましても、さらなる対象拡大、ここは課題もいろいろあるんですけどもそういったものも今検討しているところでございますので、ご理解いただければと存じます。

#### ○保健予防課長

保健予防課長です。産後ケア事業を所管しているセクションになりますが、先ほど23区23番目と言うコメントがあったのですが、保健所の方は、実は私自身なんですけども、医師は各区を回っていくということで、私前任が中央区の方で、中央区の産後ケアの方を担っていたんですけども。基本的な比較というのは非常に難しく、これは例えば中央区で言えば、産後ケアの方が、一日の負担金は自己負担が1万円なんですけども、江東区だと6,000円だったりとか、或いは中央区ですとその委託できるのが、宿泊型の1ヶ所のみなんですけども、江東区の方は7ヶ所あって、場所を選べたりとか、或いはその日帰り型ですとか、或いはその乳房ケアということで、アウトリーチですね。ご家庭に伺って特に産後のお母さん方すごく疲れているので、とてもじゃないですけど出て行けないという場合もありますので、アウトリーチというようなことやっているんですけども。逆に言うと前の区ではやっていなかったりとかそういったこともありますので、一概に、料金ですとか、利用形態ですとか、或いはその場所の選択ですとか、そういったもろもろがあるので、多分その直接の比較というのはすごく難しいんじゃないかなというふうには、考えているところでございます。なので江東区には江東区の良いところがありますし、私の前任の中央区の方は中央区で、委託しているのが聖路加

助産院だったりするので、逆に言うとすごいネームバリューですとか、お母さんの満足度が高かったりとかということもあるので、どちらがいいというのは、一概に言えないところでございまして。そういった意味では、江東区の方、利用できる施設ですとか、そういったものも徐々に増やしている最中でございますので、23番目というのは、何が根拠かわからないですが、ちょっと当たらないかなというふうに考えているところでございます。以上になります。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。石村さんがおっしゃった例としていろんなデータの比較とかもあるかと思うんですけど、目の前に実際困っている人がいるよってというような問題提起だというふうに受けとめたいと思います。その場合にそれをどんな工夫で、何かしてもらえませんかというご意見かなと思いますので、あとはどういう形で実現していくかということで、また資料として事務局の方でも比較してみて、それを展開するんだったら今話されても、やっぱりもう少し利用料金上げないと駄目ですよという話なのか、そうじゃなくても予算をこちらに振り分けはできるのかとかいろいろあると思いますので、資料的なものも、すぐではないにしても想定してもらえるとまた意見が言えるかなと思います。どうもありがとうございました。その他、委員の方からいかがですか。何か、どのページのどこことかという形で示してもらえると、みんなでそこを見ながら、意見ができるかなと思いますが、いかがでしょうか。はい。内野さんお願いします。

#### ○内野委員

江東区は予想外の少子化で、幼稚園保育園、また、空き定員が生じているというのが、これは私の考えですけども。やっぱりそこが一番真ん中じゃないかなと。それで、この今日配られた資料は、要するに取り組み結果ですね。上に量の見込みがあって、計画と実績があるんですけど、これ実績って定員のことを書いてあるんですよ。これ読み取るのすごく大変なんです。例えば2号の話をする、認可保育園の定員が計画が9,951で、今資料4の2ページの話をしていきます。9,951の計画に対して実績が9,993と。でもこれ実績って、定員のことを言っているんですよ。それで、前回の第4回に最後に配られた待機児童解消後の今後の保育政策についてという資料で、空き定員の増加ってという説明を我々受けているんですけども、それで、令和4年度の3、4、5歳の定員、9,993に対して、3歳児の空き定員が496で15%。4歳児が534で16%、だから足すと1,100。5歳児を加えると1,600ぐらいだな。だからこの2ページの表でいうところの9,993っていうのが実績となっておりますけれども。実際にはここから1,600空き定員があって、8,300。この資料だと我々これは話し合えないんですよ。もう1回言いますけれども、9,993の実績に対して空き定員が1,600ありますから、8,300。普通の日本語で言うと実績っていうと、どれだけの子供を預かったかっていうのが実績だと思うので。量

の見込みが8,300で実績、その予想通り8,300。ですからここで、要するに量、当初の計画に対して0.4%上回った100.4%確保しましたよってという表を我々見せられてるんですけども。実際には16%上回っちゃいましたよ、という問題がこれじゃ見えてこないんです。これを話し合しましょうよ。というふうに、ぜひ会長にはすぐ、考えていただきたいなど。

それで、もう1個言うと、令和5年度・6年度、これはもうすでに、我々、前回説明受けてきたように江東区の人口推計が見直されましたから、上の数字が下がっていますよね。ですからこの乖離はもっと大きくなります。でも我々それを知るのはこの資料だと、それを求めていかないと我々がそれを知るのは1年後ですよ。25%上回りましたとか22%上回りましたって数字を我々が知るのは、1年後。今求めないと。それやっぴりこども・子育て会議の一番の目的は保育量の保育定員の設定ですよ。僕はそういうふうに理解しているんです。かつて保育定員が足らなかった時代に、行政に対してもっと増やしましょう、もっと増やしましょうという目的でこの会議ができた、かなり単純に僕は理解しているんだけど。今状況が変わった中では余っちゃいましたよってということを考えるのがこの会議の一時的な役割じゃないかなと。そしてついでに言うと、この前のページの1ページの1号認定はもっとすごい乖離だと思いますよ。ただ我々その数字を持ってないんです。ここで言うと2,030というのは定員の話なので、この乖離がどうなっているのかというのは今後、今日我々は教えてもらっていません。だから議論ができないです。

#### ○鈴木会長

私自身もこの表を見てわかりづらいです。私だけじゃなくて、委員の中から毎年出ていた話としてあると思うんですね。それに対して法定のものなので他自治体のものも同じような資料となっていて、でもそれで議論するのでもいいのかっていうので、これまで委員の方で要望を出しながら、説明を加えてもらったり工夫をしてもらってという認識なんです。それぞれ委員の皆さんの方から、こういう要望があります、ここはわからないですよっていうのを言っただいて、それが事務局に対してここはできますよとか、ここは変えられないですよっていう話をしてもらえばよいと考えています

#### ○山田委員

山田です。要綱でも、内野委員おっしゃった通り、委員の役割の第1項目は特定教育保育施設の利用定員の設定に関する事なんです。ですので、だから定員が主要なのもかもしれないんですけど、でも定員割れしている実態がある以上、割れている実数も知らないと議論できないというのは内野委員のおっしゃる通りだと思うので、出していただければありがたいなと思います。それで、資料5の方で、1ページに待機児童ゼロになり、昨年度の当初でゼロになって、令和5年度も継続できていますって。この数字もとても素晴らしいこと

になるけれども、実際今ご議論いただいている通り定員割問題が生じているわけですね。それに対して分析として、空きスペース等を活用した定期利用保育事業について云々かんぬんってということなんですけど、今問題は空きスペースを使えばいいって話のレベルじゃないと思うんです。経営が破綻するかどうかってという問題を抱えているわけですから。最初いっぱい作れって言って、作ったらあつという間に定員割れってというのが、江東区のこの10年、15年の歴史だったわけで、それはやっぱり責任、作れって言った以上、この現実を招いた以上、何かこう、どうやったら問題解決できるのかっていうことを真剣に議論しなくちゃいけないで、前期からその話をずっとして、その間に送迎バスの事件とか起こって、もう1回配置基準を国が配置基準を変えるまで待っているんじゃないで、江東区として配置基準を拡充したらどうですかっていう議論も、前期の委員たちは相当言ったと思うんですけど、前向きな話は全く聞こえてこないわけですね。なので、そこ真剣にやらないといけないんじゃないんですかね、と私も思う。

#### ○保育計画課長

よろしいでしょうか。保育計画課長です。この4月から保育計画課長をやっております。今、山田委員の方から空き定員について、ご指摘がありましたけれども、本年の4月1日時点の認可保育所の定員が1万6,979人でして、実際に入所しているのが1万4,627人ということで、残りの2,352人というのが空き定員といった形になっています。こちらの数字は先日の区議会定例会でも答弁をしているところでして、欠員率、空き定員率というところと13.9%というところなんです。特徴としましては、13.9%の中身を見ますと、1歳児は4.6%ということで、かなり余裕がない状態です。一方で、3歳・4歳・5歳、特に4歳と5歳は、18%以上の空きになっているというところで、空き定員と一概に申し上げても、3、4、5歳の空きが顕著であり、1歳児クラス、要は産休育休明けに預けたいというニーズがあると。空き定員にはこういった歪な状況があるのかなと思います。あと空き定員、空きスペースの活用というところで、両委員からご指摘ありましたけれども、まさに今、空き定員を利用した一時預かりというのを制度設計してしまして、今後、議会に諮っていければと思っているのと、あとこども家庭支援課長の説明の中で適正配置という話もありましたけれども、区内でも、例えば臨海部と内陸部だと、全く様相が違うわけですし、そういった地域ごとの需要に応じた定員を確保していかなければいけないのかなというところなんです。あとこれは個人的な意見も入りますけれども、定員の適正化といいますか、今は、0歳児から5歳児まで段階的に定員を増やしていくような構造になっている園が多いのですが、実際はもっとフラットでもいいんじゃないかとか。あとは適正配置といっても、私立保育園、私立幼稚園に適正配置を求めるわけにいかないの、我々公立幼稚園、公立保育園のあり方、そういったものを検討していく段階にきているのかなというところなんです。それは昨年、前任の課長がご説明した29の課題の中の一つでもありまして、今年度、早急に、保育課長とともに検討していくところがございます。私からは以上です。



#### ○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です。細かい内容については、やはり所管課の方の話になるので、私は資料に関してのちょっと補足という形です。申し訳ございません、この資料はわかりづらいというのは以前からお話いただいているところで、少しでも見やすくしたいということで苦労はしているところではございますが、何分ご理解いただきたいのが、これはまずその5ヵ年分の計画について国で示されて定員でやっていくというような方向性もある中で、どうしたらわかるだろうというところでやっているところではございます。その中で、今後です、例えばこういった形で数字がいただきたいとかという形は、聞けば今までも、それを対応して実は入れ込んできているところではございます。そういった中で工夫してやっていますところではございますので、その中で令和4年度の実績はこうでしたという形で示してございます。また、今後です、定員の問題というのはこれ非常に大きな問題です。さっき内野委員から江東区が非常に子供が減ってとありますが、これ江東区だけの話ではなくて全国的にも、出生数が80万割るといって、非常に危機的状況ではあるというふうには認識してはいますが、他区でも同じ状況ではございますから、これをどうするのか、定員定数どうするのかというのは、今話しました、所管課の方です、待機児の検討は当然して参ります。その中でこのこども・子育て会議にどう報告できるのか、どういう数字で出せるのかというのは、ここは検討させていただきたいと存じます。まずは令和4年度実績というのは、国の示されている中でなるべくこうわかりやすいような参考資料などもつけてやっているところではございますのでちょっとその点だけご理解いただければと存じます。

#### ○宮原委員

せっかく保育の話し合いなので。今空きスペースとか、新しい事業を入れて、定員の空きをカバーしていく事業を新しくやるということで、私立保育園とか、すべての保育園の収入のカバーとか、していくのだと思いますが、そういう配置職員もそうですが、労働基準と今の設置基準がリンクしないので、今の働き方とか合わせたような配置の考え方とか、新しい事業をやるなら、あわせてやって欲しいなということと、あと昨年度から子供の関係もDXだっておっしゃったので、やっぱり古くて採算のとれない事業をばっさり切っていくぐらいの、勢いがないと、やっぱりこれは区の負担にもなってくる、保育の質の問題にも繋がってきてしまうので、本当現状の定員割れだと本当にあと10年保てないというのが実感なので、その辺はスピーディーにいろいろ思索していただきたいなと思ってます。以上です。

#### ○保育計画課長

よろしいでしょうか。保育計画課長です。ご意見ご指摘ありがとうございます。職員の配置基準もそうですけれども、何かと認可保育所に目が行きがちですけれども、認証保育所と

いった認可外保育園は、毎年のように廃園になっています。そういったことが、今後少しずつボディブローのように効いて、また待機児が出てしまうようなことがあってはならないので、認可外保育園を認可に移行させるとか、そういった取組も必要になってくるでしょうし、いかにその経営を支援していくのか。区長も議会での答弁でも大局的な視点で検討すると申し上げていますがけれども、そういった時期に来ているのかなと思っております。以上です。

#### ○鈴木会長

よろしいでしょうか。最初の話でちょっと戻るんですけど、子育て会議の射程の範囲なんですけど、当然その内野さんから、これが一番だっという話もありましたけれども一方、石村さんおっしゃられたように、いろんなテーマがある中でこの資料3の①②③これ皆どれも重要なテーマでやっている会議ですので、それを踏まえた議論の進行をさせていただきたいと思います。今いろいろなこういう議論の前提となるような資料という話がありますので、もう一度そこは事務局の方でも今日出た意見を参考にさせていただきながら工夫をしていただきたいと思いますし、委員の方から事前に見た段階で、ちょっとこの資料欲しいとかっていうのを出していただければ、それをここでなぜ出せないのかも含めて、より議論がしやすい形になるかと思います。ではよろしいでしょうか。もう一つのテーマがあるんですけども。まだ、資料4、5の方で皆さん方からはございますか。お願いします。

#### ○山田委員

山田です。資料5の4ページの「体罰をしてはならない」の、区民の割合がちょっと停滞気味ですね、6割増えた後が。令和元年に児童虐待防止法を改正した段階で体罰禁止が盛り込まれて、一応国連は、日本は体罰禁止国家という認定したんですけど、実際には、体罰しかそこに書いていなくて、心身に悪影響を及ぼす行為もそうだし、心理的なものも含めるっていう議論がなされて、去年の12月に、児童虐待防止法の再改正があって、体罰、その他心身の発達に悪影響を及ぼす行為の禁止っていうことになり、かつ親だけではなくって児童福祉法改正で一時保護所とか、施設長や里親さんについても、体罰その他の禁止が盛り込まれ、かつ、民法が改正されて、懲戒権が削除されるとともに、新規にこの体罰及びその他の心身への悪影響を及ぼす行為の禁止というのが入って、やっと全面的体罰禁止が成立したっていう、そういうのが今の現状だと、日本の状態だと思うんです。ただこれ、かなり大きな変化だと思うんですが、ほとんど広報されてないんですよ。なのでやっぱり体罰がなぜいけないのかっていうことを含め、体罰禁止しましたでは多分減らないので、なぜ体罰がいけないのかっていうことから根本的なところから啓発をしないといけないと思うんです。そうしないとなかなかこの数上げていけないですから、もうちょっと、やっぱり体罰を禁止していくってことは虐待の予防にすごく効果的なことはもう世界で実証してる

わけですから。やっぱり体罰がなぜ禁止されたのかっていうことも含めて、もう少し区民啓発をして欲しいと思います。

#### ○養育支援課長

養育支援課長です。昨年度もこの体罰禁止の部分で確か山田委員からお話をいただいたところだったかと思います。で、やはり法できちんと決まりましたよっていうことをきちんと伝えていこうということで、区の方も改めて体罰禁止のホームページのサイトを立ち上げて、周知に努めているところです。また区民まつりですとか、こどもまつり、あと虐待防止月間等で引き続きやっていくんですけれども。日々ケースワーカーがいろいろ虐待家庭の方を伺いながら、いろいろその部分についても周知はしているところですが、残念ながら数字の方は横ばいという形の結果で出ております。今後引き続きまた、そういった今山田委員がおっしゃったように、子供への影響ですとかそういったところをきちんと丁寧に説明をしながら、周知に努めて参りたいと思います。

#### ○山田委員

ありがとうございます。補足ですけど、世界で最初に体罰禁止国家になったスウェーデン、多分1977年かな、体罰禁止したのが、当時は結構世論が反対してっていうか7割方体罰必要という世情の中で国家として禁止をしたと。それでそのあと50年ぐらい経っているわけですが、50年近く経って、四十何年か経って今やスウェーデンでこういった調査をすると、子育てに体罰必要ですっていう親たちがほとんどいない。親に限らず国民が、世代が変わってくるとそういうふうになっていくんですけど。やっぱり自然経過を待ってはいけないので、もうちょっと積極的に、その体罰をしちゃった人に啓発するだけじゃなくて、体罰する前の人たちからやっぱりちゃんと教育を入れていかないといけないので、今おっしゃった通りなぜ体罰がいけないのかっていうところから啓発するようにして、ただ禁止されただけでは十分ではないと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。児童福祉法と児童虐待防止法の枠組みだと、当然この家庭を射程にした形になるけれど、それ以外の学校とか今日、委員でもいらっしゃいますけど保育園の施設とか幼稚園とか、そういうところでも関わる人間の関わり方も全体含めて考えなきゃいけない問題だと思いますので、それも含めて、今後どうやって区の啓発をさらに進めていくのか、関わる人間の教育とかも含めて、ちょっと事務局側というか、理事者側というか、もうちょっと考えていただきたいなと思います。ありがとうございます。

副会長お願いします。はい。内藤さんどうぞ。

#### ○内藤副会長

はい。私は今、保育所等で研修をさせていただいておりますが、やはり、特に経験を積んだ方々の中には、新しい時代の保育、子どもの権利とか人格を備えた存在として子どもに対応するということがなかなか浸透していないケースが多いのかなと思います。もちろん体罰と言うようなレベルまでにはいかない段階であっても、子どもに対する認識が変わっていないとか、そういう方々が多くいらっしゃるということを改めて感じております。研修等のテーマをしっかりと定め、具体性をもって行っていかないと、保育者・教育者の方の認識が変わっていかないと感じます。

○鈴木会長

ありがとうございます。発言されてない方もいらっしゃると思いますが、秋山さん。

○秋山委員

秋山でございます。里親36年目になります。要対協でもいろいろ話は出てると思うんですけども。あくまでも要対協で出てくる話っていうのは、ビフォー、しちゃいけないねっていう話は出てくるんですよ。だけど、そのした後、された後の子供たちを引き受ける我々の話っていうのはなかなか、皆さんのところに届かない。結局どうしても養育に困難な子たちっていうのが今多くて。そういう中で、この子たちをどう自立させていくかというのが、私たちの課題なわけですけども。そこをまず一つ押さえていただきたいのと、先ほど会長がおっしゃったように、我々養育するにあたっては、研修を受け、一つ一つ学んでいくわけですけども、一般のお父さんお母さん、幼児学級とか両親学級とかいろいろありますけれども、それだけじゃなくて、幼稚園なり保育園なり小学校であり、そういったところPTAを使うなりして、地道に一つ一つやっていかないと、なかなか事が浸透していかない。で、また僕らからすればその望まない妊娠というのかな、養育のバトンタッチができなくて、いろいろな形の、ここのところの悲惨な問題も出ていますけれども。そういったことも含めて、子供たちに、やっぱり子どもの権利条例の声を上げる、それを大人も聞く、そういったことの権利は、私たち養育家庭には、子供がまず来るときに、小学生向けも、高学年向けも、中学生、高校生向けも、そういった子どもの権利条例について、冊子が渡されるわけですよ。今確か学校でも、確かそういったのは渡されていると思うんですけども、そこら辺のところをただ渡すだけじゃなくて、学校で先生方がそういうふうに言う、それを親子で話し合う、そういった機会を持るといいなというふうに思っています。

○鈴木会長

ありがとうございます。ちょっと次と思ったんですけど、北島さん、田村さん、話されていないと思いますので、はい。お願いいたします。

○田村委員

はい。まず1点目、毎回私が出していることですが、一時預かり、障害を持っているお母さんたちは、連絡は幾ら取ってもできないってということとこの実態の差っていうのはこの件も、実際に開園していた人数枠は一体幾つだったのか。で、こんなに低いはずはないっていう。この数字に関しては毎回言わせていただいているので、私としては、例えばその実数の差について、資料4の6ページ目で、乳児の家庭全戸訪問事業、この後のところに過不足理由。実際の出生数はって書いてありますよね。これ実際の出生数を知りたいと思うのは、やっぱりそうじゃないとこれ読み解けない。そうすると、そこが他の方でも同じなんですよ。実際の受け入れの人数枠はどの位だったのか、先ほどの内野先生の話も、実際に入った子供は何人だったのか。そうすると私は単純にここの行に一行足して行って、これを入れれば、こうやって書かなくても表から読み取ることができるんじゃないかというふうに思うんですが、それがなぜしてもらえないのか、というのを毎回思っております。

○宮原委員

宮原です。前年度の会議でも私が読み間違えて質問し、多分その回答がこういう形式だからってということだったと思うので、先ほど言われたように新しく補足したりした資料を出していただければ解決することかなとは、多分私も最初読めなかったの。慣れましたけど。

○鈴木会長

今、2人からこの出ている形で法定のもの書き方っていうのはこうですよっていうのは前提にした上で、これが読めない部分っていうので、この表を足してもらいなりする。具体的に提案していただいたので、何回もおっしゃっていただいていることなので、ここにちょっと一行足すとか、実績がどうなのかとかというのは事務局の方で入れてもらえるように、工夫して欲しいと思います。

○山田委員

だから厚生労働省が知りたい数字と区民が知りたい数字が違うわけですよ。厚生労働省向けの表を作っても、この会議にはあんまりそぐわない。もういろんな人が同じことを言っているわけだから、区民にこれ出したって誰も読めないんですよ。それを行政としてこれって言われても、こういうふうに上から言われているからこう書きますっていうのでは、会議の資料として不十分であることは明らかなので、ちゃんとそこ補足にするなりを出すなり何かもうちょっと。議論資料になるものを作ってきてください。

○鈴木会長

というふうに出ていますので、ちょっとその辺は改善検討していただきたいなというふうに思います。

○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です。ご意見ありがとうございます。その都度意見いただいて直している部分があるんですが、まだまだ足りないところがあるというのは重々承知してございますので、ちょっと所管課等も含めまして、どういった形がいいのかというのは検討させていただきたいと思います。

○北島委員

北島です。今、要望っていう感じなんですけれども、国の方も待機児童が減って、空き教室を使うとかいうことに対して、就労をしてない保護者も使えるような子育てしているお母さんとかも利用できるようにするって言っているんで、その辺、江東区も先駆けてやっていただければ、先ほどの助産師さんの意見のように、生まれてすぐにいろいろと大変な思いをしているお母さんが沢山いるので、そういうお子さんも預かれるような環境、そういうのを整えていって欲しいなっていうのが希望です。あと、体罰なんですけど、実際に子育てをしてみて、体罰としつけの違いっていかどこからがしつけかっていう、何か普通に育てていて、何もしないと、甘やかしているんじゃないかって思っちゃったりしている方もいるので、その辺も研修みたいなものが必要なのかなと思ってみたり、あと、コロナ禍でやっぱり保育士さんがとても大変な環境で、保育士さんのストレスとかを取ってあげないと、やはり体罰じゃないけど、暴言だろうとかそんなことも、出てしまうのかなと思って、その辺保育士さんに対するストレス軽減の何か方法とかを考えていってあげたいなと思いました。

○山田委員

1点修正、厚生労働省ではないですね、今年度からは、所管こども家庭庁ですね。

○三堀委員

三堀です。資料とかに関しましては、皆さんが議論された内容は、私も一区民で今回初めて拝見しているので、事前にいただいてなかなかわからない部分もありながら、皆さんのご意見を反映して、ぜひ今後の資料作成の際には、ご活用いただければと私も思っております。皆さんのお話を伺って、私も2歳9ヶ月の娘を共働き世帯で現状育てていまして、保育園ですとか幼稚園ですとか、産後から小学校に上がる前、子育ての滑り出しの部分がとても大切だということを、多分議論されている一面があるかと思うんですけれども、親の立場としましては、子育てってずっと続いていくものだと思っておりますので、ぜひ資料4の5ページ目ですとか、地域の学童クラブ、きッズクラブですとか、あとは児童館ですとか、私の周りも、いわゆる今年小学校に上がって、夏休みを控えていて今年の夏どうしようという親御さんもたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういったところの取り組みもで、皆さんとお話いただけたらと思います。私もそういったところにも、意見を言えたらと思っております。所感で恐縮ですけれども。

○鈴木会長

ありがとうございます。内野さん。

○鈴木会長

このところかなりの方から、資料の作成の仕方についても要望がありましたので、その点について改善をして提示いただくということで、お願いいたします。続きまして、次の議題がございますので移らせていただきます。時間がだんだんなくなってきてしまったのですが、議題2の方、資料6になると思いますが事務局から説明の方お願いいたします。

○こども家庭支援課長

それでは資料6をご覧ください。議題の2、令和6年度江東区こども・子育て支援事業計画策定に向けた区民意向調査等実施概要についてご説明いたします。1.目的でございますけれども、来年度、次期こども・子育て支援事業計画の策定に向けて、先ほど昨年度の事業の取り組み状況等をご説明したときにありました、保育サービスの量の見込みのニーズ量や、あとは子育て施策の課題等の情報収集のために、調査を実施いたします。2.調査の種類でございますけれども、前回こちら5年前、現在の計画の時にも同じように調査してございますけれども、基本的に大枠は一緒でございます。まず区民意向調査、ねらいにもございますが、量の見込み、いわゆるニーズ量を算出するにあたっての傾向把握、また対象者は記載の通りでございますけれども、今回は小学生高学年本人、こちら5年前入ってなかったですけれども、今回こちら新たに追加を今予定しているところでございます。次に子育て世帯生活実態調査です。これはこども・子育て支援事業計画が、生活困窮者に対する計画もこれ兼ねているということからねらいにも記載しておりますけれども、保護者の所得等により生活困難層を把握し、教育状況やニーズ等を把握するといったものでございます。3.設問ですけれども、前回調査から5年間でどのように変化したかを確認し、効果及び検証、また新たな課題の把握を活用するため、原則として前回調査の項目を中心に考えているところでございます。しかしながら、当然途中で新たに生じた課題、それからもしくは事前にそぐわなくなった項目等があれば追加修正、こちらの方も検討して参ります。この資料2ページから5ページにかけて、参考として、こちら参考で前回の調査時の設問例を記載してございます。今日、こちらにいらっしゃる皆様には、席上に前回の冊子を置かせていただいているんですけれども、かなり分厚い状況です。かなり盛りだくさんになってございますので、簡単にこちらの資料の今の2ページ目の方から項目としてまとめているところでございます。

恐れ入ります、資料の方戻っていただきまして5ページをご覧ください。4の令和5年度のスケジュールでございます。予定でございますけれども、こちら8月までに調査項目等を検討決定いたしまして、調査票の作成をしたいと考えてございます。その後9月10月に調

査を行い、年内にかけて分析課題抽出を行って年明けから年度内に報告書の作成といったようなスケジュールになってございます。こちら子ども・子育て会議の報告でございますけれども、第1回、こちらにもございますけれども、本日は概要をまずご説明という形で、次回8月中旬に第2回の中で、調査項目等の案をお示ししたいと考えているところでございます。その後年内12月中旬から来年年明け1月中旬の間に第3回で調査結果概要、こちら速報値ですね、提示し、2月上旬から中旬の第4回で計画報告案をご提示したいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございます。この資料6についてですが、皆様方から質問ないしご意見ございますでしょうか。秋山さんお願いします。

○秋山委員

秋山でございます。前回はアンケート調査をやって、今回小学生高学年本人、これが追加されたということは、いいことだろうなというふうに思っています。ただこの前ちょっと僕が関係する学校の評議委員会で伺って、ヤングケアラーの調査を行ったとかってというような話がありましたので、前回はそういった質問はなかったと思います。説明設問事項として、5年前はそこまでヤングケアラーについて話がなかったかなと思って。今回はそういったことを踏まえた上で、そういった問題点も追加していただければなというふうに思っています。

○こども家庭支援課長

ありがとうございます。実は今のところで、前回、かなり質問項目がかなり増えてしまっているところがございます。また新たにコロナ禍もありましたので、新たな課題も出てくると思いますので、今回の質問項目は精査が必要になってくると考えているところでございます。実はヤングケアラーですとか、ほかにも区で類似の調査が直近で予定されていたり、もうすでに昨年やったりという資料がありますので、場合によってはそういったものはそちらの調査項目を参考にしていくというのを考えてございます。実はヤングケアラーの方が、調査対象が広く、小中で全校で4年生以上という形でやっているところがございますので、そのところはちょっとかぶってしまうようであれば場合によってはそちらのほうの参考に使うとかっていう形は検討したいというふうに考えているところでございます。

○鈴木会長

皆さん、いかがでしょうか。今のお話の関係で言うと、他の部局で設けている質問やアンケートもあるので、こちらで取ろうと思っているものと例えば教育とか保健とかで取っているような項目とか、事務局の仕事を増やしてしまうかもしれませんが、それはこちらの他



の調査で取っていますよというのはわかると思いますので、何かこれから委員の方で何かこれ足してくださいってというのがあって、それはこちらでカバーしているなどと提示して議論してもらえればと思います。皆さんそれぞれ専門的立ち位置からこれはちょっと取って欲しいですよとかいうのがるのであれば、又はこれだけは入れてっていうのがございましたら。今予算という話がありましたけれども。今の時代これは新しく取らなきゃいけないんじゃないか、今まで経年で取っていかなきゃいけないものは当然取っていく話だと思うので、それでも今新しくここは取らなくちゃいけないんじゃないのかっていうのはあるのであれば、挙げていただければ。

#### ○こども家庭支援課長

補足だけさせていただいてよろしいでしょうか。資料6の、時間の関係もあったのでちょっと端折っちゃったんですけれども、2ページご覧いただいて、前回の調査について簡単に概要だけを、前回委員だった方はもう5年前なので。区民意向調査については、例えば就学前児童の保護者については、当然属性のほかにも就労状況や子育て支援環境、それから教育保育どういった利用していますかっていうのを聞いた上で、あと区の事業をそれぞれ示しまして、一時保育も含めてですけれどもそういった形の利用状況や満足度等を聞くという形でございます。やはりこれで大きいのがこども・子育て支援事業計画が、先ほど内野委員からもありましたけれども、保育園とかの待機児対策というのが、そもそも平成27年の策定時に大きなところがあってその定員というところもありましたので、そういったところを聞いていたんですが、今回はさらにこういったところでいろいろな保護者がどういったニーズが必要なのかっていうのは、我々としてはここでちょっと掘みたいなというふうに思っているところです。そして小学生の保護者もあるのですけれども就学前ほどではないんですが、当然ながらこちらも、家庭での生活とか放課後の過ごし方っていうので保護者の意向を確認していきたいというふうに考えてございます。

3ページ目の方ですが中高生本人は、これ前回なので小学校の高学年が入っていないですけれども、前回中高生の本人に対しては、やはり放課後の過ごし方や自分自身のこととか、いじめ・不登校の状況等っていうのがこちら入っています。さっき秋山委員からもありましたので通常であればここに今、話題としてはヤングケアラーですとかそういったものが当然出てくる場所ですが、そこはちょっと増えてしまいますので、前回の調査との報告はそこを精査したいと思ってございます。その下が生活実態調査、困窮の関係ですけれども、こちらについてはそれぞれの所得等によって例えば本人と保護者、一緒にこちらお送りいたしまして、その保護者と児童で前回5年前もやっているんですけれども。現状どうかというのをここに書いてあるものを見ていきたいと考えてございます。

4ページ目にも同じように項目等が書いてございますので、その4ページ目の下ですね、こちら児童育成手当受給中の保護者というのは、こちらひとり親の手当でございまして、これにつきましてはひとり親の方の、そういった状況というものをこちらで調査したいと

いうふうに考えているところです。すいませんちょっと補足でご説明でした。

○鈴木会長

ありがとうございます。これからのアンケートになりますので、今の説明を受けた上で、皆さんからありますか。はい。石村さん。

○石村委員

中学生とか高校生に対しては、私助産師ですから、具体的に、性のこととか質問を受けることが多いのかもしれないんですけど。なかなかその本当は一番聞きたいんだけどわからないとかね、そういうその性教育みたいなことに関してはどうなのでしょう。性についてとか、ちょっと私なんか興味あるんですけど、聞いてみたいなっていうか。結構男の子なんか深刻な問題で、実際に高校の、そういうところに対して具体的に質問を受けたりはするんです。

○鈴木会長

そういう項目として足すっていうのもなるほどと思いますが、事務局ありますか。今1個1個、これがいい悪いっていう形とか、できるできないという決定をしていくわけではないですが、高校生の問題としてっていうのは。

○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です。今回のこの調査自体がこども・子育て支援事業計画策定という形の中のニーズ量とか、そういった形の調査ということでございます。当然ながら性教育っていうのも非常に大事な、これ前の会議でも山田委員とかいろいろとご意見いただいてまして。こちら関係理事者出席しておりますので当然大事だというふうに思ってます。ただこのアンケートという形につきましてはやり方とか、いろいろあると思います。課題等もあると思うので、すぐにはどうというのは申し上げづらいところあるんですけども、今回はまずは基本的には前回の内容を元に、生活の困窮度合いですとか、区民ニーズ、そういったものをまずは見ていきたいなというふうに今現在考えているところではございます。性教育については当然、それぞれの所管について、対応・検討していく、大事な分野だというふうには認識しているところです。以上です。

○田村委員

少々お聞きしたいんですが生活の困窮度、というところが先ほど石村委員の方から、家庭で困っていることなど、私も障害の幼児の方なので、家庭はかなり障害児抱えて、要するに手伝って欲しいような要望っていうんですかね、生活を手伝って欲しい、生活に困っているんだ。今やっぱり心配なのが、では食べること、住むこと、どういうふうになっているのか、

お母さんたちはかなり困り出しているんじゃないかとか、そういう、生活の実態の困窮度の  
ようなものを、このアンケートが拾うことができるのかっていうのが、ちょっと私がか  
こから読み取れないんですが。いかがなんでしょうか。

○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です。確かに生活困窮度にも限らないんですけどもやはり調査、な  
かなか難しいところがございます。区としても知りたいものがいろいろとありますし、それ  
についてどういうふうな聞き方がいいのかというのは当然いろいろあるかとは存じます。  
ただ今回の場合生活困窮度、こちらのこども・子育て支援事業計画という、この計画の中で、  
先ほど申しました通り親の所得等からこういったような形に子供のいろいろな、剥奪とい  
うような言葉を使っていますけれども、経験ができなくなっているかといったようなこと  
を、ちょっとそういったものについて前回は調べていたりとか、調査をしたりしますので、  
まずはちょっとそういった形で今回も考えているところではございます。当然障害のお持  
ちのお子さんとかですね、そういった姿勢も大事かとは思ってはございます。それをどうす  
るかというのはちょっと今すぐこちらでお答えはできないんですけども。当然そういう  
視点は持っていきたいというふうには考えているところです。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。意見とかも書いてもらう欄とかはあるわけですね。アン  
ケートとは別に。

○こども家庭支援課長

自由意見欄がございますので、はい。

○鈴木会長

そういうところで拾うとかいうのもあるのかなというふうには思います。お願いします。

○北島委員

今の意見に関連するんですけど、高校生対象の調査の中には、アルバイトをしているし  
てないとか、そういうのを入れたほうがいいのか。あとSNSの活用は、この利用している  
メディアについてのところに、書けるようになっていいのか。今聞きたいのもあって、  
そのアルバイトをしなければならない状況にあるのかどうかみたいなのが、わかるよ  
うなアンケートって難しいのかなと。

○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です、ありがとうございます。確かにSNSというのは、日進月歩と

いいですか、5年前の調査の時と大分変わってる部分があると思います。当然そういったような新しい視点っていうのは検討していきたいと思いますが、それが調査にどうしていくかというのは正直なところこれからですね。この委託事業者等も含めて調査項目、再度精査していきますし、各所管の方にもどういった項目が新しいのがあるかという調査を行っているところがございますので、いただいた意見を参考にさせていただきたいと思います。以上です。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。ではその他でも、もし気づいた点等があつてご意見があれば、また事務局の方に寄せいただければと思います。議題2につきましては、これで終わらせていただきたいというふうに思います。その次ですが、本日の議題としては以上になりますが、他に皆様の方からというか、資料7の方を見ていただいて、また、他のこども・子育て会議だとあまりやってないことなんですけれども、江東区の場合だと、カテゴリーと協議したいテーマという形で設けていまして、この議題の後、ないし皆さんの意見交換をしていこうと、前会長のときからやっています。この形で進めていくということによろしいでしょうか。それからまたテーマなんですけれども、参考というか案という形で今出してありますので、皆様の方からちょっとこれは、もうちょっと変えたほうがいいとかこれを入れたほうがいいとか、今だったらこれじゃないかとかっていうのがあれば、いただければというふうに思いますが。残りの時間いかがですか。

#### ○山田委員

山田ですが、性教育のことなんですけど。歯止め規定で小中学校の性教育にも多分に問題があるんですが。性教育って通常二本立てですよ、いわゆる生殖に関する教育とそれから自分の性をどう守るかっていう教育と。それでも生殖に関する方は、それなりに小学校中学校の教育、入ってはいるんですけど。自分の体をどう守るか自分にとって一番近い大切な人をどう守るかっていう人権教育としての性教育っていうのが、全然やってないわけではないですけど、カリキュラムに入っては、多少いるんですけど、やっぱり海外と比べてっていうか世界的に見て極めて日本遅れているし、範囲が少ないのと、WHOですら5歳から性教育始めろって言っているのに、大体多くの先進国は3歳のときから、幼稚園保育所等で性教育を提供するのが標準化されているわけですよ。でも全然それ、生殖の方ももちろん3歳から教えた方がいいんだけど、特にやっぱり子供が性犯罪に巻き込まれやすいのに、性犯罪から子供をどう守るかっていう教育が、本当に欠落しているので、やっぱりこの乳幼児期に性教育を入れることの重要性っていうのはぜひ審議候補に入れて欲しいなと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。前回からかなりこの会議の総意みたいな形で、皆さんで大事です

よねって話をしていますので、そういう形の項目を入れて、みんなで話し合うというのがありますし、専門家いらっしゃいますので、山田先生や石村先生に講義の時間じゃないですけど、話をしてもらって、資料提供というか、問題提起も含めてちょっと話してもらってそれでみんなであってということも、前回までと少しやり方が違いますが、やってみると私達のレベルが上がっていいのかなと思っております。他いかがでしょうか。

#### ○石村委員

その意見、本当に同感です。タブーみたいなところがあるじゃないですか。なので、それを改善したほうがいいですね。

#### ○こども家庭支援課長

ありがとうございます。前回もこういった形で、委員の皆様のテーマ決めてお話していただいて、我々理事者もここでこちらのほうでそういった議論を聞くというのは非常に有意義な時間だなというふうに感じているところです。1点山田先生、今の確認ですけれども、性教育について、このカテゴリーの中で、性教育として一つというよりは、乳幼児の中まで入れていくという、あまり深くなく、ということですか？

#### ○山田委員

どちらにするのがいいのかは、会長、副会長、事務局で考えていただければいいんですけど、性教育が日本のこれ義務教育には入っているんですけど、幼児教育の方に入っていないですね。というか幼児教育にカリキュラムというのはどこまであるのか、私はよく把握できてないですけど、多分、幼稚園教育の中で性教育って入ってますか？それってやっぱり世界の標準から本当に逸脱しているんで、全然子供を性的問題から守れてないわけですね。やっぱりそういう巻き込まれた子供が、相談していいって言うことすらわかってないから、ジャニーズ事務所問題で、幼児じゃないけどティーンになるかならないぐらい、10歳前半で被害を受けた。彼らが10年20年経ってやっと言えて、当時は自分でもこれは虐待だと思っていなかったっておっしゃってるわけで、それちょっと先進国ですかっていう感じですよ。だから余りにも教育が不足していることが、もうあの事件で露呈したと思うんです。なので、今までこの会議出す毎回毎回議論しているが、ちっとも施策に反映されないんで、もういい加減実装化しなきゃいけないんじゃないかと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。始まった時、私もこの立ち位置がよく分からなくて、みんなで意見交換しましょうみたいな形で終わってしまっているんで、山田先生の話を受けたりすると、ここで出したものについて、提言じゃないですけど、施策にこういう形でちょっと入れ込んで欲しいみたいなところまで含めたものになるのかなと思いました。私達からの提言

というような形で、私のほうからも各委員にお願いすると思いますので、プレゼン5分ぐらいでもよいので、レジュメ作ってもらって、発表していただくという形がいいのかなってとは思っています。それぞれの立ち位置で見えている景色って違うと思いますので。それによって皆さんで議論をする場ってというのはここぐらいしかないと思いますので、ここでやっていきたいなというふうに思います。

#### ○内野委員

今後の進め方について、こども・子育て会議の設置要綱では、会長が必要に応じて専門部会を置くことができるってあるんですね。私、この会議も長く出ていますけれど、せっかく議論しても、なかなか反映することがない。私に関わるところで言えば、前期から言い続けているこの空き定員の問題でもここで、あと残り3回。ずらっと区役所の偉い方がいらっしゃる中で、一生懸命発言して、答えをもらってっていう形じゃなくて、幾つかのそのテーマについて、私は、この空き定員の問題について、専門部会を作って、そこで提言、提案をまとめて、皆さんにお諮りして、それを江東区にお伝えするっていう形をやりたいと思っていました。

#### ○鈴木会長

皆さんの意見を集約する形で、皆さんが専門部会を開きたい、いうことであれば、そういう形で進みたいというふうに思っています。どういう形で行うのか。あと、各委員がそれぞれの知見を持っている話なので、提言があるんだったらそれは積極的に出していただきたいです。こういう意見がありますよというのをまとめていただいて、この場で資料で出していただくっていう。定員の問題その他現状で私達にも見えないところだったものをいつも教えていただいているので、口頭でというよりはもう資料として出していただく。会議の資料としてもそれを付けられる話になりますので、国の審議会などでも各委員からの提案という形で出しているものはオープンな資料で公開されていますので、江東区でも会議資料として提言も含めてもらおうと、それがどういうものなのかということも議論ができると思っています。積極的にその辺も出していただければと思います。どの分野についてどういうメンバーでやるのかも含めて考えていきたいなというふうに思います。どうもありがとうございます。他にございますか。秋山さんお願いします。

#### ○秋山委員

秋山でございます。この要綱の一番下にある児童相談所の設置について、前回は区の方の委員会、会長と山田委員も参加なさっている。その進捗状況についてはご報告いただいたわけですが、やはり定期的にね、まずご報告いただきたいということと、それから先ほどから性教育のところでも出ていましたけれども、我々里親としてはですね。養育のバトンタッチ。これについて、今、里親家庭に国の方では7割とかね、無理なことを言っていま

すけれども、そういう目標がある中で、区としてどういうふうにしていくのか。また、児童相談所設置までのステップとしてどういうふうにしていくのかということ、まず教えていただきたい。それも皆さんと一緒に考えていきたいというのが1点です。それと、ちょっと変わりますけれど机上に、私がしているホームスタートの活動報告書、これを配布させていただきました。昨年度の活動についての報告でございます。本当にコロナの中で、里帰り出産ができなかったり、実家からですね、お手伝いをいただけない、孤立した出産をしたお母さんたちがね、非常に苦労しているということがここにもあります。今年度、まだ6月が終わらないところで、もうすでに36件の新規のご相談をいただいております。コロナが明けたんで、ビジター養成講座という今やっているんですが、ここ2、3年毎年3人とか4人だったのが、今年度12人の受講者がいて、これだけの方が身近になってくれれば嬉しいなというふうには思っておりますが、区でもいろいろな施策をしておりますけれども、やはり我々民間がね、行っているところにもニーズがあるということをご理解いただければなというふうに思っています。ホームスタートも、産前の訪問をできるように、このリーフレットの中にあるように、産前の訪問もできるようになりましたので、一つ、皆さんもね、いろいろな形で見ていただいて特に幼稚園、保育園、そういったところでは困難な方にはご紹介いただければ、本当に思っております。皆さん一つよろしく願いいたします。以上です。

#### ○田村委員

田村ですが、私ども主にこの乳幼児期の施策の中で、私ども施設、地域支援、保育園をいかに支援するか幼稚園をいかに支援していくか。そうしないと、これだけたくさん発達障害の子のケアはうち施設ではできないということで、いかにそこに働きかけていくことができるかが大きなテーマになっております。さっきちょっと視点を変えて、施設虐待。施設で、やっぱり保育士の先生方、お子さんに適切な配慮ができない。合わせて、いかに保育士、保育の先生方、関わる人たちの心のケアといったらいいか、実際に子供に関わる時の、保育者としての豊かな気持ちになれるように、一体どういうふうな支援ができるのかというところで、やはりこの保育の質についてっていうところを、質をどうこう言うのではなくって、いかに支援して、連携して良い方、保育をしようということが出来るのか、これはさっきの定員の話じゃないんですが、すべていろんなことが実際、絡んでくるだろうと思っております。そういう中で、今できることは何かっていうことを考えていきたいと思っております。それともう一つやっぱりその就学後に行った子供たちが、やはり学校で適用できない問題が、かなり出てきていて保育所等訪問支援という職員を派遣して、実際に様子を見に行ったり保護者の方と話し合ったりする道もあるんですが、実際に学校に行けなくなってくる。これは原因がいろいろある。そのお子さんの気質もあるかもしれないけど、やはり先生方や、周りの子供たちにも、どう理解してもらえらるだろうかね。やはり、ここへはもう明らかに、例えばいじめの問題等も加わってくる。学校に行けなくなってくる子供たちもかなり出てきているはずなんですね。やはり、不登校の話はもう随分長くなってきておりますが、実際そ

この支援のあり方はじゃあここで、現状どうなっているのかは、話し合っていたきたいと思います。

○鈴木会長

ありがとうございます。そういうのをテーマに入れて、ちょっと意見交換できればなというふうに思います。よろしいでしょうか。ちょうど時間という形になりましたが、区長お願いします。

○木村区長

途中で抜けて申し訳ありませんでした。今日途中からですけれども、山田委員からの体罰の指摘というのは非常に重要であり、絶対許せないっていうような姿勢を、やはりここで打ち出していく。これはDVや児童虐待にも重なる話でありますので、そういった負の連鎖というものを、断ち切っていくっていうことは、非常に重要な指摘だと思います。

それから幼児期の性教育、これは人権教育であると、自分の大切なところは誰にも触らせちゃいけないんだっていう、幼児の時だからこそ、今、本がたくさんあります。そういった絵本などを通じて、幼稚園でも、保育園でも、こども園でも、小さいときからそれを伝えていくっていうのは、これは男の子でも被害に遭っているのが実情でございますので。私も日本版DBSについて国会で初めて質問して、そして議論がこども家庭庁の方で進んでおりました、この秋には立法化するかもしれない。先ほどまた識者の意見を聞くという話ありましたが、もし必要でしたらこども家庭庁の方からDBSの関係をやっている人を呼ぶことも可能ですから、ぜひこの本区におきましてはそういった子供のですね、性犯罪、性被害、絶対に許さないという姿勢を強く打ち出していく、前に進めていくことを皆さんにお約束したいと思います。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。区長から力強く目指していくべき姿を打ち出していただきました。私達委員も同じ思いで進めていきたいと思います。どうもありがとうございます。それでは、当会議今回の会議というのはこれで頂いているものは終了になりますので事務局の方に戻したいというふうに思います。

○こども家庭支援課長

はい。本日はありがとうございました。1点事務連絡でございます。次回の開催8月中旬から下旬頃を予定してございます。各委員には日程等につきまして別途またお知らせしたいと存じます。お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。



○鈴木会長

これもちまして、こども・子育て会議を終わらせていただきたいと思います。皆さんどうも、お疲れ様でした。